## 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会の役員、評議員及び委員会 の委員(以下「役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給 方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、別表第1のとおりとする。1年の期間は、4月1日から翌年3月31日とする。

(報酬の支給方法)

- 第3条 役員等の報酬は、毎年3月に支給する。ただし、理事長において必要がある と認めるときは、報酬を分割して支給し、又は支給月を変更して支給することがで きる。
- 2 報酬は、役員等が年度の途中に就任したときはその月から、退任又は死亡したときはその前月まで月割計算により計算した額を支給する。
- 3 報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人が希望するときは、その指 定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第4条 役員等には、職務を行うために要する旅費・日当を支給する。

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、別表2のとおりとする。

(費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人が希望するときは、 その指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月3日から施行する。

附則

この規程は、平成19年7月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成28年4月3日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月16日から施行する。

附則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

区分		報 酬 額			
理事	理 事 長	(年	額)	800,000	円
	副理事長	(年	額)	150,000	円
	上記以外の理事	(年	額)	60, 000	円
監事		(年	額)	50, 000	円

## 別表2 (第5条関係)

区分		旅費・日当		
理事	理 事 長	なし		
	副理事長	1 0	2 000	
	上記以外の理事	1日	2,000 円	
監事		1 日	2,000 円	
地域福祉推進委員		1 🛭	2 000	
上記以外の委員等		1日	2,000 円	